

新型コロナウイルス感染症（追加措置の発表）

1 8月12日、チリ保健省は、新型コロナウイルス感染防止のための追加措置を発表しました。その概要は以下のとおりです。

（1）8月17日（月）より、子ども向け外出許可証の発給を開始する。外出は各日1回90分を上限とし、火・水・金曜日の午前10時から12時、もしくは午後4時から6時の時間帯で申請可能。14歳以下の場合は、保護者1名同伴の下での外出となる（申請も保護者が行う）。14歳～18歳の場合はバーチャル交番で各自申請し、一人で外出が可能である。同許可証は義務的自宅待機措置が発令されてから14日以上が経過した地域に住む子どもが、マスク着用、ソーシャルディスタンス等の衛生措置を十分に講じることが前提に、原則一人で屋外に出かけることを許可するものであり、買い物、各種手続き、公共交通機関の利用、友人との集会等に使用されることは禁止されている。なお、呼吸器症状を呈している者、基礎疾患を有する者、感染の蓋然性が高い者（caso probable）は、申請不可能。

（2）8月14日（金）午後10時より、オイギンス州サン・ビセンテ・デ・タグア・タグア市に対し、義務的自宅待機措置を発令する。

（3）8月17日（月）午前5時より、首都圏州サンティアゴ市サンティアゴ区、エスタシオン・セントラル区において規制緩和計画第2段階（移行期）が開始される。

2 8月12日時点で、チリ国内では378,168名（死亡者10,205名）のコロナウイルス感染者が確認されています。夜間外出禁止令や義務的自宅待機措置に従い、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報を報道や下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万が一、警察による検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。

<情報参考 HP>

・チリ保健省

<https://www.minsal.cl/>

・チリ保健省（チリにおけるコロナウイルス感染者数）

<https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/>

・チリ政府（コロナウイルス関連）

<https://www.gob.cl/coronavirus/>

- ・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

- ・外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- ・当館ホームページ

https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html